

6月 定例会

6月1日(木)～6月22日(木)

塩尻市では
こんなことが決まりました。



市長提出

17 件

陳情

1 件

こんなことを
審議し、決めました

審査結果の一覧は15ページにて
掲載しております。
提出議案の概要是塩尻市議会
ホームページで確認できます。



6月定例会
ピックアップ
**pick
up**

《議案第2号》

財産の無償譲渡について

(総務産業常任委員会付託)

全会一致
可決

財産を無償で譲渡するにについて、「地方自治法」第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるもの。

◆概要

現在、市の普通財産となつてゐる吉田東公民館の土地と建物について、引き続き公民館の用途に供することができる条件に、認可地縁団体である地元吉田地区へ無償譲渡するもの。

減免となる。

Q 10年間は用途を変えられないことだが、その後は民間への売却などの財産処分はできるのか。
A 10年経過すれば可能である。

◆委員会Q&A

Q 謙譲物件の評価額と実勢価格はいくらか。

A 評価額の鑑定は行つていながら、近隣地域の地価公示価格は1坪当たり5万5300円となっており、それに近い価格と推測する。

Q 所有権移転に伴う租税との負担者は、

A 評価額の2%に相当する登録免許税と不動産取得税がかかり吉田地区の負担となる。固定資産税は、譲渡後吉田地区が申請すれば100%



吉田東公民館